

学校いじめ防止基本方針（第7版） H3 1. 3. 1 改訂

青森市立佃中学校

1 はじめに

伝統と開かれた地域環境に包まれたこの佃中学校の教育の推進者である私たちは、子どもたちにとってかけがえない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。「全ては、生徒の成長のために」を基底とし、生徒一人一人を大事にしながら、教育目標の具現化を目指した学校経営に参画しなければならない。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

(法第2条)

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめの認知は、特定の教員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめの基本認識

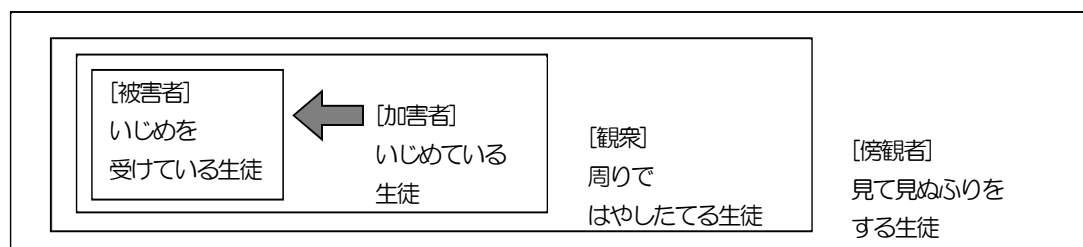
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われていることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの構造とその背景

① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒たちの反応が大きく影響している。



② いじめの背景

i 学校

- 子どもと教師の人間関係が希薄になっている。
- 教師の子どもに対するえこひいき。
- 指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている。
- 学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない。
- 激しい競争関係。

ii 子どもの心理

- 不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する。
- 自尊心の傷つきをいじめで癒す。
- 自己中心的な傾向にある。
- 我慢する力の不足。

iii 家庭

- 基本的な生活習慣が身に付いていない。
- 家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- 親子間で心を通い合わせる場面が少ない。
- 躰や規範意識が身に付いていない。
- 過保護・過干渉。

iv 地域社会

- 地域の教育力の低下。(地域全体で子どもを育てると意識が低下している。)
- 社会性の未発達。(ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化。)
- 地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある。

v 社会全体

- いじめに対する認識の甘さ。
- 異質なものを排除しようとする傾向。
- 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- 大人のモラルを欠いた行動等が子ども達に影響を与えている。
- いじめの様相は大人社会の縮図である。

(4) いじめの一般的な態様と抵触する可能性のある刑罰法規(→)及び事例(■)

以下の事例は、過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。

※ 「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について(各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長宛 平成25年度5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知)」からの転載

① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

→脅迫(刑罰222条) ■学校に来たら危害を加えると脅す。

→名誉毀損、侮辱(刑罰230条 231条) ■校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」等と悪口を書く。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

※ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

→暴行(刑罰208条) ■プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

→暴行(刑罰208条) ■同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。

→傷害(刑罰204条) ■顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。

⑤ 金品をたかられる。

→恐喝(刑罰249条) ■断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

→窃盗(刑罰235条) ■教科書などの所持品を盗む。

→器物破壊等(刑罰261条) ■自転車を故意に破損させる。

- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - 強要（刑罰223条） ■断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
 - 強制わいせつ（刑罰176条） ■断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - 脅迫（刑罰222条） ■学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
 - 名誉毀損、侮辱（刑罰230条 231条） ■特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げ「万引きをしていた」「気持悪い」「うざい」等と悪口を書く。
 - 児童ポルノ提供罪（児童ポルノに係る行為等の処罰及び保護の増進に関する法律7条） ■携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

3 校内体制について

(1) いじめ対策委員会の設置について

- ① いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、学年主任、生徒指導主事兼いじめ防止推進教師を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー等をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- ② いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を、明確にしておくことが大切である。

〔いじめ対策委員会組織〕

いじめ対策委員会

■構成メンバー

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事兼いじめ防止推進教師、養護教諭、SC、(SS)、特別支援コーディネーター、特別支援教育支援員、PTA 会長、学校評議員

□調査班

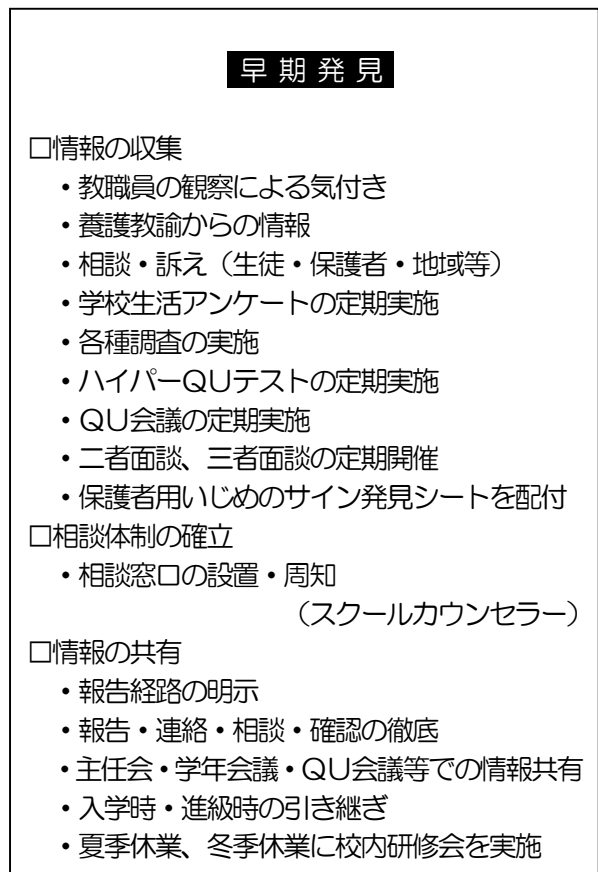
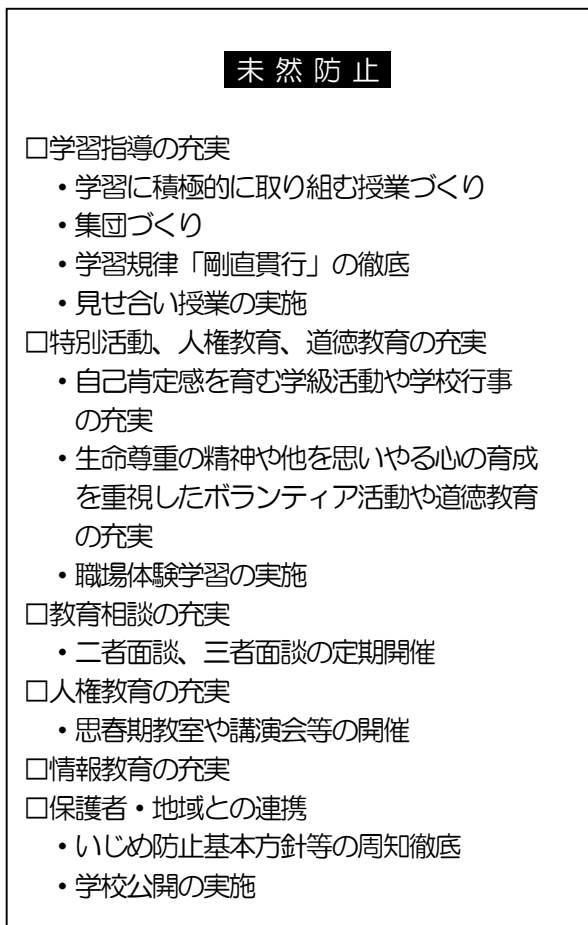
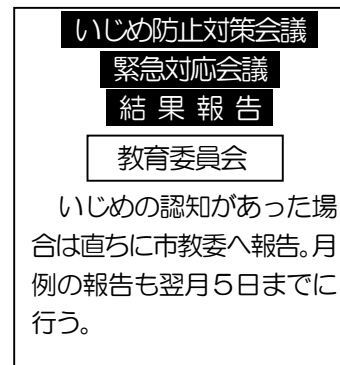
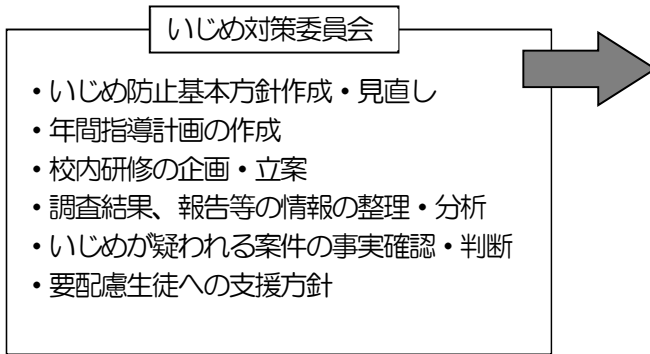
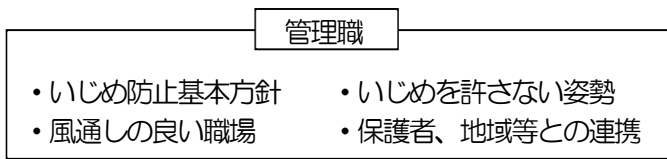
学年主任、学年生徒指導担当、学級担任、学年担任、養護教諭等

□対応班

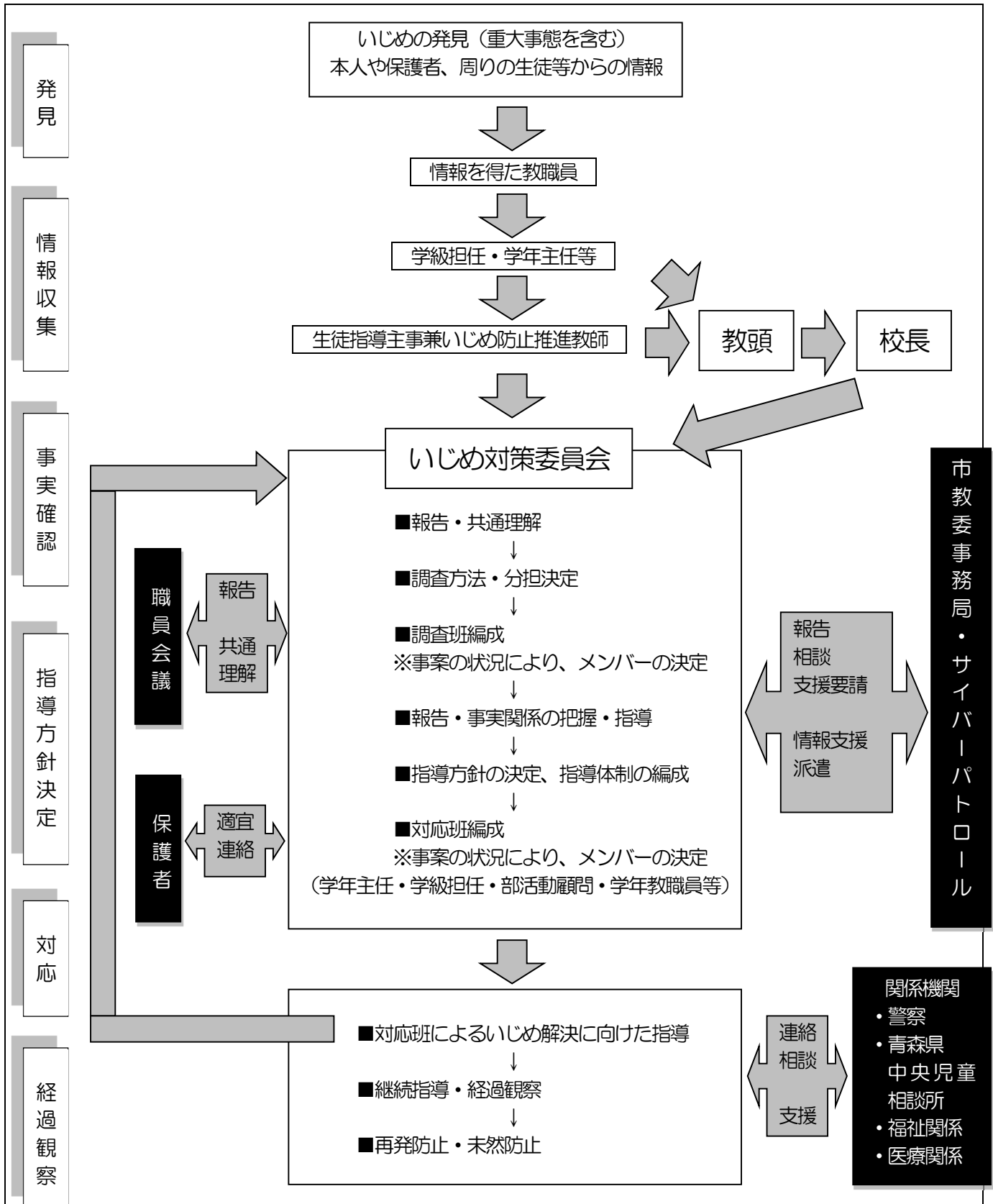
学年主任、学年生徒指導担当、学級担任、学年担任等

- ※ 定例のいじめ防止対策会議は、毎週月曜日に行う。また、4月・8月（QU会議の中で）には、いじめ防止対策研修会を開催する。
- ※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を柔軟に編成し対応する。

〔日常の指導体制〕



〔緊急時の組織的対応〕



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

いじめの解消に向けて、取組にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

(2) 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

- ① いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- ② 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携等に留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

〔年間指導計画〕

| | 職員会議 | 未然防止 | 早期発見 |
|----|--|---|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ■いじめ防止対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議における基本方針の共通理解 ・組織対応、指導計画等 ・生徒理解 ■校内生徒指導研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な生徒に対するの情報交換 ■PTA総会 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け基本方針説明 | <ul style="list-style-type: none"> ■学校生活向上集会 <ul style="list-style-type: none"> ・「田中の約束」の共通理解 ■人間関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・エンカウンター・SST ■二者面談 ■「いじめ防止」を価値項目とした道徳の授業を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■第1回生活リズム調べ |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ■青森市地域生徒指導推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■人間関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・SST ■絆づくり <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの活動(運動会/さわやかさん/感謝のメッセージ) ■いじめ防止啓発運動 <ul style="list-style-type: none"> ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | <ul style="list-style-type: none"> ■第1回学校生活アンケート |
| 6月 | | <ul style="list-style-type: none"> ■絆づくり <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの活動(中体連/応援メッセージ/さわやかさん) ■いじめ防止啓発運動 <ul style="list-style-type: none"> ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | <ul style="list-style-type: none"> ■第2回学校生活アンケート ■第1回QUテスト |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ■田中学校生徒指導連絡懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学区小学校、町会長、民生委員、つくだ交番所長、PTA等との情報交換 | <ul style="list-style-type: none"> ■リトルジャンプ合同挨拶運動① ■二者面談・三者面談・家庭訪問 ■思春期教室 ■職場体験学習 ■サマーボランティア ■ねふたあいねふたボランティア ■見せ合い授業週間を設定 ■いじめ防止啓発運動 <ul style="list-style-type: none"> ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | <ul style="list-style-type: none"> ■第3回学校生活アンケート ■保護者用いじめのサイン発見シート |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ■校内生徒指導研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・『情報モラルに関して～携帯・スマホ等に関わる内容全般』 ■いじめ防止対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題取組チェック ・第1回QU会議における情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ■ねふた出陣ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ■第2回生活リズム調べ |

事案発生・緊急対応会議開催

| | 職員会議 | 未然防止 | 早期発見 | |
|-----|---|---|---|----------------------------|
| 9月 | 事 案 発 生 ・ 緊 急 対 応 会 議 開 催 | ■絆づくり ・縦割りの活動(中体連/応援メッセー ジ/さわやかさん) ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) ■いじめ根絶標語コンクール参加 | ■第4回学校生活アンケート | |
| 10月 | | ■人間関係づくり ・SST ■絆づくり ・縦割りの活動(文化祭/さわやかさん /感謝のメッセージ) ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | ■第5回学校生活アンケート ■第2回QUテスト | |
| 11月 | | ■青森市地域生徒指導推進協議会 ■二者面談(3学年) ■リトルジャンプ合同挨拶運動② ・いじめ・非行防止呼び掛け ■見せ合い授業週間を設定 ■人権教室を実施 ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | ■第6回学校生活アンケート ■保護者用いじめのサイン発見 シート | |
| 12月 | | ■三者面談 ■年末大掃除ボランティア ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDの紹介(昼放送) | ■第7回学校生活アンケート | |
| 1月 | | ■いじめ防止対策会議 ・いじめ問題取組チェック ・校内研修会「いじめ研修ツール」 | ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) ■二者面談 ■「いじめ防止」を価値項目とした道 徳の授業を実施 | ■第3回生活リズム ■第8回学校生活アンケート |
| 2月 | | ■青森市地域生徒指導推進協議会 | ■除雪ボランティア ■新入生説明会 ■いじめ防止啓発運動 ・仲間のABCDを紹介(放送・掲示) | ■第9回学校生活アンケート |
| 3月 | | ■いじめ防止対策会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討 | ■人間関係づくり ・SST ■佃小・浜館小との学級編制会議・実 態の情報提供把握 | ■第10回学校生活アンケート |

4 いじめの未然防止について

(1) 生徒たちや学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にし、教師と生徒の信頼関係を構築することが必要である。その中で、生徒達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握について

生徒達の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒達及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対する調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

① 生徒達のまなざしと信頼

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が必要不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒達を成長させる。また、教職員の生徒達への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化するものである。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒達は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

5 いじめの早期発見について

(1) 発見する手立て

① 教職員による観察

i 生徒観察シートの活用

生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。生徒の話にきちんと耳を傾けることが大切である。生徒観察シートは、学校の1日を時間軸にして、場面毎のチェックすべきことをリストアップしてあり、基本的に「いつもと違うところはないか」という視点で生徒を観察するものになっている。状況に応じて活用し、生活ノートの感想欄と合わせて、生徒が発する小さなサインを見逃すことがないようにしたい。

② 教育相談

i 教育相談のもち方

定期的な教育相談として、全校生徒を対象に4月・11月に二者面談、夏季休業中及び12月上旬に三者面談を行う。この他、日常の中でもちょっとした会話ももてる場面が数多くあり、あらゆる機会を教育相談に生かすことも考慮することが必要である。

また、保健室には、心身の不調を訴えて頻繁に保健室に来室する者、いじめが疑われる者など、様々な問題を抱えている生徒が来室することから、そのような機会や健康相談を通して、いじめの早期発見、早期対応ができる場でもあるため、養護教諭とも連携した対応が必要である。

※早期発見・早期対応の取組の①「生活（健康）アンケートや定期的な個人面談などの実施」への対応

→夏季・冬季休業明けに、必要に応じて二者面談を実施する。

ii スクールカウンセラーとの連携

佐々木順子さんが、本校のスクールカウンセラーとして、年140時間勤務することになっている。いじめの早期発見のみならず、カウンセリングや個別アセスメントやケアを実施していくなど、スクールカウンセラーとの連携がいじめ対応で大切である。

(2) いじめ実態調査アンケートの活用

年間、10回の学校生活アンケートを実施し、いじめの状況を把握する。また、実態に応じて随時実施することにする。実施方法については、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手段の一つであるという認識も必要である。

(3) 家庭との連携

いじめられている生徒は、家庭でも多くのサインを出していることが考えられるため、保護者の観察と協力を得ることが必要である。

6 いじめの早期対応と解決に向けて

(1) いじめの早期対応の基本的な流れ

① いじめの発見・情報収集

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制整備

② 事実確認

- ・当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

③ 指導方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。

- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

④ 対応

i 生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

ii 保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑤ 経過観察

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、慎重に場所や時間等の配慮をする。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・学級担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。（情報共有ファイルを作成し、全教職員が回覧）

※把握すべき情報例

- 加害者と被害者：「誰か誰をいじめているのか？」
- 時間と場所：「いつ、どこで起こったのか？」
- 内容：「どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？」
- 背景と要因：「いじめのきっかけは何か？」
- 期間：「いつ頃から、どのくらい続いているのか？」

(3) いじめられている生徒とその保護者への対応

① いじめられている生徒への対応

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉を掛ける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

② いじめられている生徒の保護者への対応

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめている生徒とその保護者への対応

① いじめている生徒への対応

- ・いじめた気持ちや状況等について十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指

導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
※加害者（いじめている生徒）が納得した後、謝罪の方法を確認する。

② いじめている生徒の保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

※事実確認は、教師が同席する場で、本人の口から言わせる。

※謝罪の方法を確認する。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの生徒たちへの対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、生活ノートの感想、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発見を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(7) ネットいじめへの対応について

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの未然防止

i 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

（「保護者用いじめのサイン発見シート」配付、「携帯電話・スマートフォン等の使用についての提案」配付）

ii 情報教育の充実

- ・情報モラル教育

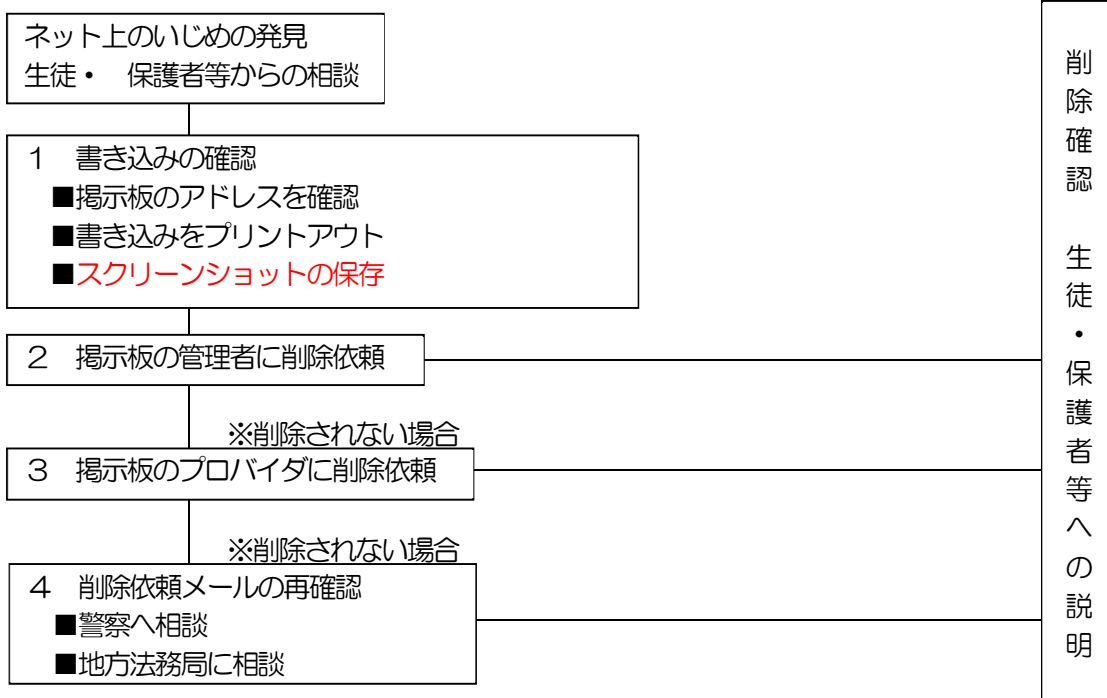
iii ネット社会についての講話（防犯）の実施

③ ネットいじめへの対処

i ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・サイバーパトロール（青森市教育委員会）からの情報

ii 不当な書き込みへの対処



iii 「管理者宛削除メール」文例

〇〇〇掲示板管理者 様

貴殿が管理・運営されております「〇〇〇掲示板」におきまして、本校生徒や教職員の個人が特定できる誹謗中傷や卑猥な内容が書き込まれており、当該生徒は、現在登校することが困難な状態になっています。自由な発言の場とはいえ、あまりにもモラルを欠いたその内容は、目に余るものがあると考えております。

この掲示板の現状は、本校生徒への不安を募らせるばかりであり、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。（このことについて、青森県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様宛に、メール送信または電話連絡を取るようにとの指示を受けました。）

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、「〇〇〇掲示板」における本校関係の書き込みの削除と、掲示板の閉鎖をお願いいたします。

青森県青森市立田中学校
校長 ○ ○

(8) 重大事態への対応について

- ① 重大事態とは
 - i 生徒が自殺を企図した場合
 - ii 生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - iii 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - iv 生徒が金銭を奪い取られた場合
- ② 重大事態の報告
重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査・対応
 - i 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - ii 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - iii いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

- iv 事案によっては、当事者以外の保護者への対応を判断し、必要があれば実施する。
- ※ 当事者以外の保護者等への対応が必要な場合とは、
 - ・一人又は少数の生徒を学級の多くの生徒が長期にわたっていじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合
 - ・金品の要求や暴力等、いじめを伴う問題行動が学級（学年、学校）全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を学級（学年、学校）全体に与えていると考えられる場合
 - ・保護者の間で、いじめをめぐる情報が、事実とは異なる内容で広がり（広がる恐れがあり）、保護者との共通理解を図る必要が生じた場合
 - ※ 保護者会の開催の手順
 - ・当事者から説明会開催の了承を得る。
 - ・いじめの概要と学校が行ってきた対応を伝える。
 - ・今後の対応方針を伝える。
 - ・質疑を行う。
 - ・保護者に依頼したいことを伝える。
- v 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(9) 関係機関との連携

① 連携を図る上での配慮事項

- i 連絡先の検討
問題の性質や生徒・保護者の状況を十分に分析するとともに、関係機関等の特質や専門性に照らした連携を図るようにする。
- ii 保護者の理解
連携の必要性やその意義、連絡先、期待できる効果、その後の学校の対応等について保護者に十分説明し、理解を得るようにする。
- iii プライバシーの保護
情報は、いじめに関係する生徒やその保護者の人権やプライバシーを尊重する中で、適切に共有を図るようにする。また、連携する機関等との間で守秘義務を徹底する必要がある。
- iv 関係機関の専門性・機能が十分発揮できる体制づくり
いじめに関係した生徒やその保護者に対して、誰がどのように関わるかなど具体的な役割分担を決め、互いの関わりについて共通理解を図りながら指導・支援を進めることが大切である。

② 具体的な連携機関

i 県教育委員会

| | |
|---|--|
| ■24時間子供SOSダイヤル（学校教育課） いじめに関する相談 | TEL：017-734-9188 24時間受付（祝日等も年中） |
| ■生徒指導相談電話（学校教育課） いじめ・不登校・学校教育全般に関する相談 | TEL：017-722-7434 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く） |
| ■あたたかテレホン（学校教育課） 子どものいじめや不登校、問題行動等の相談 | TEL：017-777-5222 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く） |
| ■すこやかほっとライン（青森県総合社会教育センター） 親を対象に家庭教育全般にわたる相談 | TEL：017-739-0101 水・木 13:00～16:00（祝日、年末年始を除く） |
| ■一般教育相談（青森県総合社会教育センター） 成長過程で起こる教育上の問題に関する相談【電話相談】 | TEL：017-728-5575 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く） 【面接相談】月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） |
| ■特別支援教育に関する教育相談（青森県総合社会教育センター） 特別な教育的支援を必要とする生徒の相談 | TEL：017-764-1991 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） |
| ■ネット通報窓口専用サイト ネット上のいじめ 講師 ネットワーカーなど | パソコン： http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/mimamori.html 携帯： http://www.pref.aomori.lg.jp/i/gakyu/mimamori2.html |

ii 青森市教育研修センター

TEL：017-743-3600

iii 警察

| | |
|---|---|
| ■警察安全相談室（各警察署の警察安全相談窓口でも受付） 子どもの行動や非行での悩み、覚醒剤等の相談 年中受付 | TEL：017-735-9110 (#9110) |
| ■青森県警察本部少年課ヤングテレホン ヤングメール | TEL：0120-58-7867 8:30~17:15 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp |
| ■青森警察署ヤングテレホン 少年の被害等に関する相談 | TEL：017-776-7676 月～金 8:30~17:15（祝日、年末年始を除く） |
| ■警察本部保安課サイバー犯罪対策室 サイバー犯罪に関する相談や情報提供 | TEL：017-723-4211 月～金 8:30~17:15（祝日、年末年始を除く） |
| ■インターネットホットラインセンター インターネット上の猥褻画像や覚醒剤等の違法・有害情報の受付、関係機関への通報、削除依頼 | http://www.internethotline.jp/ |

iv 東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室 TEL：017-781-9744
 （青森県中央児童相談所） 月～金 8:30~17:15（祝日、年末年始を除く）
 子どもの心身障害、しつけ、適性、非行、養護、いじめ、虐待、不登校等の専門的な知識及び技術を必要とする相談

v 福祉関係

| | |
|---|---|
| ■青森県子ども家庭支援センター（総合相談） 子どもと家庭に関わる相談（子育て等） | TEL：017-775-8080 月～金 9:00~16:00（水曜日・年末年始を除く） |
| ■主任児童委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・和嶋 直子（自由ヶ丘） ・山崎 恭子（はまなす） ・高橋 貞光（古館） ・平泉 宏子（小柳） ・工藤 留美子（南田） ・新山 礼子（松森） |

7 評価

平成31年度 青森市立佃中学校

「いじめ問題への取組のチェックポイント」

いじめ防止等対策委員会

★教職員間でチェックポイントを1（悪い）～4（良い）で評価し、各取組を見直す。

| 項目 | 番号 | チェックポイント | 評価 |
|------|----|--|----|
| 指導体制 | 1 | いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制を確立して実践にあっているか。 | |
| | 2 | いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。 | |
| | 3 | いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。 | |
| 教育指導 | 4 | お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。 | |
| | 5 | 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。 | |
| | 6 | 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。 | |
| | 7 | 学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。 | |
| | 8 | 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。 | |
| | 9 | 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。 | |
| | 10 | いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。 | |
| | 11 | いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。 | |
| | 12 | いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。 | |

| 項目 | 番号 | チェックポイント | 評価 |
|-------------|----|---|----|
| 早期発見・早期対応 | 13 | 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。 | |
| | 14 | 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。 | |
| | 15 | いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。 | |
| | 16 | 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。 | |
| | 17 | いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。 | |
| | 18 | いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。 | |
| | 19 | 校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。 | |
| | 20 | 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。 | |
| | 21 | 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。 | |
| | 22 | 生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。 | |
| 家庭・地域社会との連携 | 23 | 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。 | |
| | 24 | 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。 | |
| | 25 | いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。 | |
| | 26 | PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。 | |

8 その他

平成31年度 青森市立佃中学校

「生徒観察シート（教職員用）」

いじめ防止等対策委員会

★教職員間で情報交換し、今後の指導に役立てるため、気になった生徒の名前を記録する。

| 項目 | 番号 | チェックポイント | 気になる生徒名 |
|------|-----------------------|--------------------------------------|---------|
| 登校 | 1 | 以前は、友だちと一緒にだったが、一人で登校するようになった。 | |
| | 2 | 理由もないのに、皆の登校前に一人で登校するようになった。 | |
| | 3 | 始業時間ぎりぎりに登校したり、遅刻したりするようになった。 | |
| 朝の会 | 4 | 健康観察で、体調不良を頻繁に訴えるようになった。 | |
| | 5 | 欠席が目立つようになった。 | |
| 授業中 | 6 | 決められた座席と異なる所に座るようになった。 | |
| | 7 | 授業に集中できていない様子が見られるようになった。 | |
| | 8 | 保健室に行くことが増えた。 | |
| | 9 | 学習用具の忘れ物が多くなった。 | |
| | 10 | グループ分けの際に孤立したり、仲間外れにされている。 | |
| | 11 | グループ活動に移る際、机をわざと付けないようにされている。 | |
| | 12 | 他の子から発言を強要されるようになった。 | |
| | 13 | 特定の子どもの名前が、複数の子どもの発言の中に聞かれるようになった。 | |
| | 14 | その子どもの発言に対して、しらげや嘲笑が見られるようになった。 | |
| 15 | 不真面目な態度で授業を受けるようになった。 | | |
| 休み時間 | 16 | 一人で過ごしたり、訳もなく階段や廊下をうろうろ歩いたりするようになった。 | |
| | 17 | 遊び仲間が変わってきた。 | |
| | 18 | 一方的に肩を組まれることが多くなった | |
| | 19 | 用もないのに、保健室や職員室に来るようになった。 | |
| | 20 | 友だちの使い走りをするようになった。 | |
| | 21 | 遊びの中で孤立するようになった。 | |
| | 22 | ボール遊びの際、ボールが集中するようになった。 | |

| | | | |
|--------|----|--|--|
| | 23 | 故意に体をぶつけられたり、たたかれたりしている。 | |
| | 24 | プロレスごっこのような暴力的な遊びをしている。 (させられている) | |
| 給食時間 | 25 | 給食の食べ残しが多くなった。 | |
| | 26 | 係でないのに、準備や後片付け等を行うようになった。 | |
| 清掃時間 | 27 | 一人で片付けたり、離れて掃除するようになった。 | |
| | 28 | 目の前に故意にゴミを捨てられることがある。 | |
| | 29 | さぼることが多くなった。 | |
| 部活 | 30 | 欠席が目立ってきた。 | |
| | 31 | いつも準備や片付けをさせられている。 | |
| | 32 | 部活を辞めたいと言い出した。 | |
| 下校 | 33 | 皆の下校前または皆の下校後に、一人で帰宅するようになった。 | |
| | 34 | 他の子どもの荷物を持たされている。 | |
| 学校生活全般 | 35 | 衣服が汚れてたり、体に傷やあざなどが見られたりするようになった。 | |
| | 36 | 持ち物が頻繁になくなったり、壊れたりする。 | |
| | 37 | 元気がなく、表情が暗い。または、不自然に明るく振る舞い、落ち着きがなくなった。 | |
| | 38 | 配付したプリント等が、その子どもにだけ、渡らないことがある。 | |
| | 39 | 何か起こると、いつもその子どものせいにされる。 | |
| | 40 | 言葉遣いが荒くなり、感情の起伏が激しくなった。 | |
| | 41 | 生活ノートや作文、絵画等に、いじめや自殺などといった気にかかる表現や描写がある。 | |
| | 42 | 成績が急に下がってきた。 | |
| | 43 | 不快な呼び名や、「へたくそ」など能力を否定する言葉が掛けられるようになった。 | |
| | 44 | 刃物等の危険な物を所持している。 | |
| | 45 | 人が嫌がる仕事を一人でするようになった。 | |
| | 46 | 周囲の子どもがその子どもの持ち物に触らなくなった。 | |

月 学校生活アンケート

生徒指導部

前回のアンケート（月 日）から今日までの間に、理由もないのに暴力を受けたり、持ち物がなくなったりなどということはありませんか。また、人から嫌な思いをさせられたことはありませんか。

このことについて、次のA～Hの質問に、1～3の番号、はい・いいえの問いに○をつけて下さい。なお、このアンケートを見るのは、学級担任・学年主任などごくわずかの先生だけです。これからの学校生活を仲間とともに、楽しく安心して生活できる佃中学校にするためにも、傍観者や観衆をやめて、隠さず正直に答えてください。

※前回のアンケート（月 日）から今日までのことを記入して下さい。

質問に答えるための番号と内容

- 1…………一度もなかった。
- 2…………何回かあり、いやな気分を味わった（ただし、今はない）。
- 3…………今も続けている。一日も早くやめてもらいたい。

- A 理由もないのに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。〔 1・2・3 〕
- B 話しかけても返事をしてくれないなど、仲間はずれ、集団による無視をされる。〔 1・2・3 〕
- C ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。〔 1・2・3 〕
- D 自分のお金や持ち物などを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。〔 1・2・3 〕
- E 落書きをされたりスクールザックの中にゴミを入れられたり等、いやなことや恥ずかしいこと危険なことをされたり、させられたりする。〔 1・2・3 〕
- F インターネット上にありもしないうさを流されたり、悪口を書き込まれたりする。〔 1・2・3 〕
- G 「すごいね」「頑張ったね」と声をかけてくれる人はいますか。〔 はい ・ いいえ 〕
- H あなたの気持ちをわかってくれている人、相談できる人はいますか。〔 はい ・ いいえ 〕

※ いじめの場面を見たり、聞いたりした場合、教えてください。

※ いじめを受けたり、いじめの場面を見たり、聞いたりした場合、誰に相談するか、教えてください。

※ 困っていることや悩んでいることがあったらここに書きましょう。

直接 学担任や部活の顧問の先生、話しやすい先生に話してもよいです。また、友達を経由して相談してもよいです。先生方は秘密を絶対に守ります。皆さんのことを守ります。

※ABCDの原則：「あたり前のことを バカにしないで ちゃんとやれる人こそ できる人」
仲間のABCDを紹介！ 仲間のあたり前にできている良いことを1つ紹介してください！

前回と違う仲間の紹介をお願い～

ABCDの原則

その人は誰？： _____ 君・さん

どんな所がABCD？： _____